

市町村立学校教職員の懲戒処分

- 1 被処分者 はらだ よしてる 原田 秀輝（男）
- 2 年 齢 55歳
- 3 所 属 飯塚市立颯田中学校
- 4 職 名 教諭
- 5 処分時期 令和7年11月13日
- 6 処分の程度 免職
- 7 処分の理由

被処分者は、令和7年7月9日（水）午後10時頃に勤務校を出た後、自宅に向かう車内で、運転しながら発泡酒（500ml）3本半ほどを飲酒した。

その後、立ち寄ったコンビニエンスストアの駐車場に停車した車内で、警察に職務質問を受け、アルコール検査の結果、呼気から0.32mg/Lのアルコールが検出され、酒気帯び運転の疑いで検挙された。

このことは、教育公務員として誠に遺憾な行為であり、地方公務員法第29条第1項に規定する懲戒事由に該当するものである。